

個 情 第 5 4 1 号  
保 発 0 4 1 4 第 1 0 号  
平 成 2 9 年 4 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイダンスについて (通知)

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成17年9月15日付け保発第0915003号厚生労働省保険局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号。以下「改正個人情報保護法等」という。)が全面施行されることに伴い、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を別添のとおり定めましたので、貴職におかれましては、貴管内の国民健康保険団体連合会に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本ガイダンスは、改正個人情報保護法等の施行の日(平成29年5月30日)から適用することとし、ガイドラインは平成29年5月29日をもって廃止します。